
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **関連当事者基準等の改正案**

I. 本資料の目的

1. 本資料は、企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」（以下「関連当事者基準」という。）及び企業会計基準適用指針第 13 号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（以下「関連当事者適用指針」という。また、関連当事者基準と合わせて「関連当事者基準等」という。）の改正案について文案（HP では非公表）をお示し、ご意見を伺うことを目的としている。

II. 本論点を取り上げる理由

2. 企業会計基準第 10 号「金融商品に関する会計基準」（以下「金融商品会計基準」という。）の改正案及び「金融資産の予想信用損失に関する会計上の取扱いに係る適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針（案）」という。また、金融商品会計基準の改正案と合わせて「予想信用損失適用指針（案）等」という。）では、一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等という債権区分をなくす予定である。
3. また、審議事項(1)-4 のとおり、債務保証に関連して、次の方針をお示ししている。
 - (1) 原則として「債務保証」を「金融保証契約」（文脈によって「金融保証契約による保証」）に置き換える。
 - (2) 債務保証損失引当金については、予想信用損失を示す内容に置き換える。
4. ここで、関連当事者基準等においては、債権区分及び債務保証に言及している箇所があるため、改正が必要と考えられる。具体的な改正内容については、次項以降で検討する。

III. ASBJ 事務局による分析及び提案

（現行の基準の定め）

5. 関連当事者基準には、次のとおり、関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権

等に係る情報を開示することを求める定めがある。

企業会計基準第 11 号「関連当事者の開示に関する会計基準」**関連当事者との取引に関する開示**

10. 開示対象となる関連当事者との取引がある場合、原則として個々の関連当事者ごとに、以下の項目を開示する。

- (1) 関連当事者の概要
- (2) 会社と関連当事者との関係
- (3) 取引の内容。なお、形式的・名目的には第三者との取引である場合は、形式上の取引先名を記載した上で、実質的には関連当事者との取引である旨を記載する。
- (4) 取引の種類ごとの取引金額
- (5) 取引条件及び取引条件の決定方針
- (6) 取引により発生した債権債務に係る主な科目別の期末残高
- (7) 取引条件の変更があった場合は、その旨、変更内容及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- (8) 関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債権等に係る情報（貸倒引当金繰入額、貸倒損失等）。なお、第 5 項(3)に掲げられている関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

6. 前項の定めのうち(8)を定めた理由については、関連当事者基準の結論の背景において次のとおり記載している。

結論の背景**関連当事者との取引に関する開示****貸倒懸念債権及び破産更生債権等**

37. 関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報は、開示することにより信用不安を発生させる可能性があるため、開示すべきではないという意見があった。しかし、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS 第 24 号では開示が求められている。また、我が国の現行実務においても、関連当事者との取引の中で開示されているケースがみられる。これらの点を踏まえて、本会計基準では開示を求めることとしている。なお、開示方法については、上記の指摘も考慮して、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができることとしている（第 10 項(8)参照）。

7. また、関連当事者適用指針において、関連当事者に対する貸倒懸念債権及び破産更生債

権等に係る開示項目を具体的に定めている。

企業会計基準適用指針第13号「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」

関連当事者との取引に関する開示

貸倒懸念債権及び破産更生債権等

8. 関連当事者に対する債権が貸倒懸念債権及び破産更生債権等に該当する場合、以下の項目を開示する（会計基準第10項(8)）。

- (1) 債権の期末残高に対する貸倒引当金残高
- (2) 当期の貸倒引当金繰入額等
- (3) 当期の貸倒損失額（一般債権に区分されている場合において貸倒損失が生じた場合も含む。）

開示にあたっては、関連当事者ごとに開示せず、関連当事者の種類ごとに合算して記載することができる。

また、関連当事者に対する債務保証損失引当金の期末残高や繰入額なども開示対象となり、上記の貸倒懸念債権及び破産更生債権等の取扱いに準じて開示する。

なお、連結財務諸表においては、連結子会社に対する債権で相殺消去の対象とされているものに係る貸倒引当金及び貸倒損失等は、開示対象外とする。

(分析)

8. 現行の金融商品会計基準では、貸倒見積高の算定にあたって、債務者の財政状態及び経営成績等に応じて、債権を次のように区分している（金融商品会計基準第27項）。
 - (1) 一般債権：経営状態に重大な問題が生じていない債務者に対する債権
 - (2) 貸倒懸念債権：経営破綻の状態には至っていないが、債務の弁済に重大な問題が生じているか又は生じる可能性の高い債務者に対する債権
 - (3) 破産更生債権等：経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権
9. これに対して、本プロジェクトによる予想信用損失適用指針（案）等においては、予想信用損失モデルを導入することにより、次の区分に分類されることになる（金融商品会計基準の改正案第28項及び注9-5）。
 - (1) 期末日において信用リスクが著しく増大していない債権等
 - (2) 期末日において信用リスクが著しく増大している債権等
 - (3) 信用減損金融資産

10. 関連当事者基準では、関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報は、投資判断情報として有用な情報であると考えられ、かつ、IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」（以下「IAS 第 24 号」という。）では開示が求められていることなどを踏まえて、開示を求めることとしたとしている（関連当事者基準第 37 項）。この点、別紙 3 のとおり、IAS 第 24 号は、関連当事者に対する不良債権についての情報の開示を求めている。
11. ここで、本資料第 2 項のとおり、第 551 回企業会計基準委員会等¹において、企業会計基準適用指針第 19 号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（以下「時価開示適用指針」という。）では、「破産更生債権等」に代えて「信用減損債権」を用いることを提案している。これと同様に、関連当事者基準等において、関連当事者との取引による貸倒懸念債権及び破産更生債権等に関する情報を開示することを求めている趣旨からは、「貸倒懸念債権及び破産更生債権等」に代えて「信用減損債権」に関する情報を開示することを求めることが考えられる。
12. このほか、債務保証に関連して、本資料第 3 項の方針に従って、用語を置き換えることが考えられる。
13. 具体的な文案は、本資料の別紙 1 及び別紙 2（HP では非公表）に記載している。

ディスカッション・ポイント

関連当事者基準等の改正案の文案（HP では非公表）について、ご意見を伺いたい。

以 上

¹ 第 551 回企業会計基準委員会（2025 年 7 月 24 日開催）及び第 242 回金融商品専門委員会（2025 年 7 月 16 日開催）を合わせて「第 551 回企業会計基準委員会等」という。

別紙 3 : IAS 第 24 項における関連する定め

IAS 第 24 号「関連当事者についての開示」

第 18 項

企業が財務諸表の開示対象期間の間に関連当事者との取引をしていた場合には、関連当事者との関係が財務諸表に与える潜在的な影響を利用者が理解するのに必要な、取引及び未決済残高（コミットメントを含む）に関する情報及び関連当事者との関係の内容を開示しなければならない。これらの開示要求は、第 17 項の要求事項への追加となるものである。最低でも、開示には次の項目が含まれていなければならない。

- (a) 取引の金額
- (b) 未決済残高（コミットメントを含む）の金額と
 - (i) それらの契約条件（担保が設定されているかどうかなど）及び決済に用いられる対価の内容
 - (ii) 付与している又は付与されている保証の詳細
- (c) 未決済残高に係る貸倒引当金
- (d) 関連当事者に対する不良債権について期中に認識した費用

以 上